

令和5年度 後期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(23 ページ)

1. 試験時間 110 分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、受験票に記載されている試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和5年11月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシート（解答用紙）には、①試験区分名、②氏名、③座席番号、④受験番号、⑤生年月日を正確に記入してください。なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
- (7) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆又はシャープペンシルのいずれかで、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (8) マークシートには、所定の事項以外は絶対に書き込まないでください。なお、計算等が必要な場合は、問題用紙の余白又は裏面を使用してください。
- (9) マークシートにはア～オまでマークする欄があります。問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (10) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (11) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (12) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (13) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (14) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (15) 替え玉受験、試験中に受験者間で情報を授受する行為、指定されたもの以外のものを机の上に置く行為、カンニング行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (16) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。
- (17) 試験終了後の正解表の公表、合格発表等のスケジュールは、受験票に記載しておりますので、ご確認ください。

問題文中、次の法令は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・不正競争防止法 → 不競法
- ・下請代金支払遅延等防止法 → 下請法
- ・個人情報の保護に関する法律 → 個人情報保護法
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
→ 労働者派遣法

問題1 甲社は、健康食品を製造販売する乙社の東京地区における総販売代理店である。
以下に示す＜事例＞は、甲社・乙社間における販売代理店契約に関する、甲社の
営業部長と法務担当者との会話である。会話内の下線部分において明らかに不適
切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

営業部長：最近、どうも製造販売元の乙社の業績が急激に悪化しているらしい。先
月当社が発注した商品についても、乙社からの注文請書がまだ届かな
い状況だ。さらに、乙社からは、今後営業支援のために乙社の本社に
当社の社員を派遣してくれと言われている。

法務担当者：販売代理店契約には特段の定めはありませんが、(ア) 商法のみなし承
諾の条項が適用になれば、注文請書が届かなくても、乙社は当社の注
文を承諾したとみなされますので、当社と乙社間での個別契約は成立
したと考えられます。(イ) 乙社の営業支援のために、当社の社員を派
遣するのは、無償であれば、独禁法上の不公正な取引方法に該当する
おそれがありますね。それ以外にも、乙社との販売代理店契約によっ
て、(ウ) 当社が東京地区にしか代理店の店舗を設置できないとされて
いる点も、不公正な取引方法に該当するおそれがあります。検討しま
す。

営業部長：そんな主張をしたら、乙社から販売代理店契約を即時解約されるのでは
ないか。

法務担当者：乙社とは10年以上取引を継続していますし、(エ) 乙社が即時解約をす
れば、当社に対して損害賠償責任が発生する可能性があります。

営業部長：当社も、乙社1社の依存ではなく、最近伸びている丙社の商品も取り扱
えるようにしたいものだ。

法務担当者：乙社との販売代理店契約においては、丙社製品のような競合製品を取
り扱ってはならないと規定されていますが、(オ) 乙社の市場シェアは
20%以下ですから、この条項が直ちに独禁法違反になるとは言えませ
ん。

問題2 以下に示す＜事例＞の1～4について、下記に記載する＜法律＞のいずれかに明らかに抵触すると思われるものの組合せとして適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、東京都港区に本社を置く資本金700億円、従業員数5,000名の大手化学品メーカーである。A社が国内に5ヵ所保有する工場の1つ、C工場では、長年、委託業者B社（資本金2,000万円）に自社製品の幾つかの品目の製造を委託している。A社の法務部に在籍するYのところに、C工場の担当者Xから、A社とB社との間の製造委託契約を見直すことになったので、法務担当者としてコメントしてほしい旨の依頼があった。A社内で製造委託契約が標準化される前に、B社とは既に契約を締結していたため、B社との取引に当該標準化された製造委託契約は適用されていなかったが、このたびB社との取引にも標準化された製造委託契約を適用することになったというのが今回の契約見直しの理由である。

コメントするにあたり、A社からB社への製造委託の状況についてXに聞いたところ、以下のような状況が分かった。

1. A社は、C工場内で、A社製品5品目の製造をB社に委託している。これら5品目の生産は日々行われており、A社は翌月分の日ごとの生産計画を前月の初めにB社に連絡し、B社はこれを受けて人員手配を行う。その日に何個製造するかは、当該生産計画に基づき、前日の夕方までにA社からB社に対し発行される発注書により確定することになっている。
2. A社からB社への製造委託料の支払は、毎月末日に、当該月の納品分の計算を締め切り、3ヵ月後の末日までにA社からB社へ支払うことになっている。Xによれば、この支払条件について今回の契約の見直しに際し、再度B社とも確認したが、同じ支払条件のままでよいとB社も合意している。
3. 製造を委託している5品目の製造に必要な原材料は、A社がB社に無償で提供している。B社はA社より提供された原材料をどれだけ使い、どれだけ製の生産したかの数量管理を行っている。
4. B社が担当するある製造ラインでは、B社の社員5名が製造にあたっている。A社の社員がこの製造ラインの監督にあたり、B社の社員に作業上必要な指示を行ったり、機器トラブルによって製造がストップした場合の対応について指示を行ったりしている。

＜法律＞

独禁法	不競法	下請法	個人情報保護法	労働者派遣法
-----	-----	-----	---------	--------

- ア. 1、2
イ. 1、3
ウ. 2、3
エ. 2、4
オ. 3、4

問題3 ソフトウェア開発委託契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ソフトウェア開発委託契約は、請負契約の性質を有するものの、特許を受ける権利については原則として、発明者に帰属することとされていることから、当該ソフトウェア開発業務の途上で生じた発明について、委託者が特許を受ける権利を取得したい場合には、契約条件として明確にしておく必要がある。
- イ. ソフトウェア開発委託契約において、成果物たるソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していた場合には、その後の委託者による当該ソフトウェアの使用が当該第三者の知的財産権の侵害とされ、委託者自身が侵害者として委託の対価を超えた賠償責任を負うリスクもあることに注意が必要である。
- ウ. ソフトウェア開発委託契約において、ソフトウェアの一部として契約外の第三者が知的財産権を有するプログラムを組み込む必要がある場合、当該第三者からかかる組込み（及びその後の使用）に必要な許諾を、受託者が得る場合のほかに、委託者が得る場合もあり得る。
- エ. ソフトウェア開発委託契約は、請負契約の性質を有することから、特段の契約条件を定めなくても、当該ソフトウェアの著作権は当然に委託者に帰属することになるが、将来の紛争を防止するため、契約条件として著作権の帰属を明確にすることが望ましい。
- オ. ソフトウェア開発委託契約は、請負契約の性質を有することから、成果物に瑕疵（バグ）がある場合に受託者は原則として契約不適合責任を負うが、対象となるソフトウェアの用途によっては、その瑕疵（バグ）による損害の影響範囲が甚大になる可能性もあるため、受託者の立場からは、あらかじめ契約において損害賠償の範囲や損害賠償額の上限を合意しておくことが望ましい。

問題4 以下のライセンス契約書の＜抜粋条文＞に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

なお、ライセンス契約書においては、ライセンサーを甲、ライセンシーを乙と定義されているものとする。

＜抜粋条文＞

第6条（保証）

1. 甲は、乙に対して、本件特許について無効事由の存在しないことを保証しない。
2. 甲は、乙による本件特許の実施が第三者の権利によって制限を受けないことを保証しない。

第7条（侵害排除への協力等）

1. 乙は、本件特許が第三者により侵害されている、若しくは侵害されるおそれがある事実を発見したときは、速やかにその事実を甲へ報告し、入手した証拠資料を甲へ提供する。
2. 甲及び乙は、本件特許の侵害者に対する対応策を協議し、甲が当該侵害者に対して差止め請求訴訟等を提起することを決定した場合には、乙は必要な協力を行うものとする。
3. 乙は、本件特許が甲の所有に属することを確認し、本契約の有効期間満了前後を問わず、本件特許の有効性（訂正審判の請求に同意することを含む。）を争わない。

ア. 第6条第1項は、ライセンサーに有利な条項である。

イ. ライセンス契約においては、ライセンサーとライセンシーの取引上の交渉力関係にかかわらず、常に第6条第2項のような規定が設けられる。

ウ. 第7条第1項及び第2項については、特許侵害行為を発見した場合のライセンシーの一般的な協力義務を定めたものである。

エ. 第7条第3項については、ライセンサーに有利な条項である。

オ. 第7条第3項に対して、ライセンシーとしては、「争わないが無効となった後においては、ライセンス料を日割り計算で返還する」という対案を要求することが考えられる。

問題5 フランチャイズ契約に関する記述において、() 内に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

フランチャイズ契約とは、フランチャイザーが有する (①) のライセンス供与及び (②) を提供することの対価として、フランチャイジーが加盟料やロイヤリティを支払うことを約する契約である。フランチャイズ契約においては、フランチャイズビジネス全体の統一性を維持するために、フランチャイジーの事業活動に様々な制約条件が課され、厳しい解約条件が設定されることがある。契約の審査にあたっては、それらが特に (③) や中小小売商業振興法に違反しないよう注意が必要である。

- | | | |
|------------|----------|-------|
| ア. ①：商号・商標 | ②：事業ノウハウ | ③：下請法 |
| イ. ①：営業権 | ②：商号・商標 | ③：独禁法 |
| ウ. ①：営業権 | ②：事業ノウハウ | ③：独禁法 |
| エ. ①：特許 | ②：営業権 | ③：下請法 |
| オ. ①：商号・商標 | ②：事業ノウハウ | ③：独禁法 |

問題6 ファイナンス・リース契約に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. ファイナンス・リース取引においては、ユーザーは、物件選定・交渉、物件納入、物件保守契約の締結を販売店又はサプライヤーと行うものの、ファイナンス・リース契約そのものは、ユーザーとリース会社間で締結されることから、リース物件に契約不適合があった場合は、ユーザーは必ずリース会社に対して契約不適合責任を追及できる。
- B. ユーザーが、リース物件の「物件借受書（物件受領書）」をリース会社に提出したとしても、物件納入が実際になされていなければ、ユーザーのリース会社に対するリース料支払義務が発生することはない。
- C. ユーザーがリース物件を利用中に、大地震が発生し、当該リース物件が毀損し、全く利用することができなくなった場合は、ユーザーの責めに帰すべき事由によらない不可抗力であることから、ユーザーはリース会社に対して残リース料や損害金を支払う必要はない。
- D. ファイナンス・リース契約においては、ユーザーとサプライヤーとの間には直接的な契約関係がないものの、一定の場合には、リース物件の契約不適合を理由とするサプライヤーのユーザーに対する損害賠償責任が認められることがある。
- E. ファイナンス・リース契約は、その名のとおり、金融上の便宜を付与する非典型契約であることから、物件が陳腐化し、使用に耐えなくなった場合でも、ユーザーは、リース期間満了までは約定どおりのリース料を支払う義務を負っている。

- ア. A、D
- イ. B、D
- ウ. C、D
- エ. C、D、E
- オ. D、E

問題 7 以下に示す＜事例＞において、「合弁会社スキーム」を採用する理由となるものとして適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

デジタルカメラ等のイメージセンサーを開発・製造・販売する光学機器メーカーである A 社と、中堅医療器具メーカー B 社、小型電子モーターを開発・製造する C 社は、ケーブルのない超小型自律進行型内視鏡（以下「本件製品」という。）の開発を行う共同事業の立上げを企画している。

共同事業の進め方としては、A 社、B 社、C 社がそれぞれ持分を出資し、これら 3 社の合弁会社として株式会社を設立してプロジェクトを進める方法（合弁会社スキーム）と、A 社、B 社、C 社の 3 社で、開発費用の負担、開発成果物の権利の帰属などを取り決めた共同開発契約を締結した上でこれら 3 社によるプロジェクトチームを立ち上げて進めて行く方法（契約スキーム）が検討されている。

- ア. 本件製品の開発途上において、当初想定し得なかった事項が発生した場合でも、一定の細目的事項については、A 社、B 社、C 社の各社の同意を得ることなくプロジェクト遂行主体の自律的判断を尊重して進めることができるような方法が望ましい。
- イ. 本件製品の開発のみならず、その事業化を考えると、金融機関からも多額の融資を受ける必要がある。ただし、そのような融資については、プロジェクト単位での融資を得ることは難しく、A 社、B 社、C 社のそれぞれの金融機関からの与信に頼らざるを得ない。
- ウ. 本件プロジェクトを遂行するにあたり、特に本件プロジェクト開始直後の段階においては、プロジェクトの遂行管理や人員管理等について固定費が増加することを可及的に抑制したい。
- エ. 本件製品の開発完了に至るまでのステージと、本件製品の開発完了後事業化を本格的に行うステージとを分けて考え、前者の段階においては、プロジェクトがうまくいかなかった場合にも、円滑にプロジェクトを解散できるようにしておくことが望ましい。
- オ. 本件製品の共同開発は、A 社、B 社、C 社の共同プロジェクトとして行うが、本件製品の販売は B 社で行うことが既に合意されている。そして、A 社、B 社、C 社の開発分担の役割や費用負担の割合は既に決まっているが、本件製品の販売価額などは未だ決まっておらず、開発完了後に別途各社の合意により決定する予定である。

問題 8 業務提携には、大別すると、資本関係を作出する資本提携と、資本関係を作出しない提携関係だけを作出する業務提携に分けられる。このうち、後者の場合において、業務提携契約に盛り込まれる基本的な契約条項として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 基本原則・目的を定める条項
- イ. 具体的な業務提携の内容に関する条項
- ウ. 知的財産権・ノウハウに関する条項
- エ. 競業避止に関する条項
- オ. 出資に関する条項

問題9 商法と契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 自然人たる商人同士の売買において、商法上、商人たる買主は「売買目的物を受領したときは遅滞なく、その物を検査しなければならない」と規定されているが、商人ではない自然人が買主の場合、当該規定は適用されない。
- イ. 自然人Aと自然人Bは、Aを賃貸人、Bを賃借人とする工作機械の賃貸借契約を締結しようとしている。当該賃貸借契約に特段の定めがない場合、A又はBが商人であるか否かで、賃料の遅延利息は変わらない。
- ウ. 中古車販売業を営む株式会社Aは、札幌支店の支店長Bを支配人に選任したが、札幌支店において一件あたり500万円を超える仕入契約を締結するには、本社購買部門の部門長Cの事前承認を得る社内手続を定めていた。BはCの事前承認を得ることなくDから中古自動車を600万円で仕入れる仕入契約を締結した。Dが、Bが当該社内手続を経なければ仕入契約を締結できないことを知らなかった場合、当該仕入契約の効果は有効にAに帰属する。
- エ. 中古車販売業を営む株式会社Aは、新設した神戸支店の一般従業員Bに支店長との肩書を付することを許していたが、Bは支配人ではなく、また、支店従業員の採用権限も有していなかった。Bは、神戸支店の営業開始を急ぐため、従業員の採用^{あつ}権限を人材紹介会社Cに依頼すべく、Cと人材紹介契約を締結した。CがBの神戸支店長との肩書を信頼し、Bには従業員採用権限がないと知らなかった場合、当該人材紹介契約の効果は有効にAに帰属する。
- オ. 自然人Aは、「イカタコメタル」という商号（以下「本商号」という。）で金属リサイクル事業を営んでいる。Aは家電量販店Bと、金属リサイクル部品買取契約（以下「本契約」という。）を締結したが、本商号を登記しなければ、本契約は有効とされない。

問題10 商取引に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 独禁法上の再販売価格の拘束は、製品を販売する際に売主と買主の間で当該製品の販売価格に関する具体的な合意がなくても成立する場合がある。
- イ. 独禁法上の再販売価格の拘束は、文書により売主と買主が合意して売主が当該製品の販売価格を指示した場合にのみ問題となる。
- ウ. 売主が製品を販売する際に、買主に対して当該製品の販売価格を指示し自由な価格決定を拘束した場合、独禁法上の拘束条件付取引に該当する。
- エ. 売主が卸売業者との販売基本契約更新に際して、売主の安定株主確保を目的として契約更新の条件に売主の新株引受けを条件としても、独禁法には抵触しない。
- オ. 売主が買主に対して消費者に対するセット販売を要請し、その要請に応じて買主が消費者に対して主たる製品であるパソコンと付属ソフトをセットで販売している場合には、このセット販売と並行して、売主が買主に対してパソコンを無条件で単体販売することを認め、実際に無条件で単体販売もしている場合であっても、独禁法上の抱き合わせ販売に該当する。

問題11 以下に示す特許ライセンス契約に盛り込まれる可能性のある条項を、独禁法と照らし合わせて考察した場合の記述として最も適切なものは、次のうちどれか。

- ア．ライセンシーが行った改良技術の知的財産権が自動的に無償でライセンサーに譲渡されるという条項は、独禁法上の問題はない。
- イ．ライセンシーが行った改良技術をライセンシーがライセンサーに対してライセンスする場合に、当事者間で合意された金額で非独占的にライセンスをする義務を課す条項は、独禁法上の問題はない。
- ウ．ライセンサーがライセンスする知的財産権の有効性について、ライセンシーが異議を申し立てないことを約束する条項は、独禁法上の問題はない。
- エ．ライセンサーがライセンスするプログラムの著作物にライセンシーが保有する特許が含まれている場合でも、それに対してライセンシーが権利行使しないことを約束する条項は、独禁法上の問題はない。
- オ．ライセンシーが特許技術を実施するためにはライセンサーが製造する部品を使用しなければならないなど、ライセンサーの部品の購入をライセンシーに義務付ける条項は、独禁法上の問題はない。

問題12 ソフトウェア開発会社A社と、タクシー会社B社は、A社が知的財産権を保有する自動車用ナビゲーションソフトウェアのタクシー運行事業のための利用をB社に許諾するライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結している。本契約上のB社の地位がC社に引き継がれるか否かに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．A社とB社は、共同株式移転により持株会社C社を設立し、A社及びB社はC社の完全子会社となった。本契約は混同により消滅する。
- イ．B社は、タクシー運行事業をC社に事業譲渡した。本契約上のB社の地位は、原則として特段の行為なくC社に移転する。
- ウ．B社とC社は、B社タクシー運行事業を分割し、C社に承継させる吸収分割契約を締結し、効力も発生した。当該吸収分割契約の対象に本契約が含まれていた場合、本契約上のB社の地位は、原則として特段の行為なくC社に移転する。
- エ．B社は、タクシー運行事業を分割し、新設するC社に事業を承継させる新設分割を行い効力も発生した。当該新設分割計画の対象に本契約が含まれていた場合でも、本契約上のB社の地位は、A社の承諾がなければC社に移転しない。
- オ．B社とC社は、C社を存続会社、B社を消滅会社として合併した。本契約上のB社の地位は、A社の承諾がなければC社に移転しない。

問題13 法定地上権に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．土地及びその土地上の建物を所有するAが、土地のみにBのために抵当権を設定した。将来抵当権が実行されても建物のための法定地上権を成立させない旨の合意がA B間に存在していた場合、法定地上権は成立しない。
- イ．法定地上権の存続期間については、その不動産の所在地を管轄する地方裁判所が定める。
- ウ．土地及びその土地上の建物を所有するAが、土地のみに抵当権を設定した。抵当権実行に係る競売によって土地の所有権が競落人に移転すると、Aは建物を維持して土地を使用する法的根拠を失うため、競落人との間で地代についての協議が整わなければ建物を収去する必要がある。
- エ．Aは、土地とその土地上の建物を所有していたが、借入金の担保として双方に抵当権を設定した。その後、土地、建物について同時に抵当権が実行され、土地はBが、建物はCが競落人となった。この場合、建物のために法定地上権が成立する。
- オ．土地及びその土地上の建物の所有者が建物のみに抵当権を設定した場合、抵当権実行に係る競売により競落人が建物の所有権を取得しても、土地所有者から土地使用の承諾を得る必要がある。したがって、このような場合は建物抵当権が実行され競売手続になったとしても一般的には買手がつきにくい。

問題14 根抵当権に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．根抵当権の極度額は、根抵当権が実行された場合、優先弁済を受けることができる債権の限度を示す金額のことであるが、これには、被担保債権の利息は含まれるが、損害金は含まれない。
- イ．根抵当権は、根抵当権設定者と根抵当権者との間で設定契約書を公正証書により作成し、かつ、登記をしなければ成立しない。
- ウ．根抵当権は、一定の範囲に属する不特定の債権を担保するものではあるが、根抵当権設定契約以前に発生した債権を担保とすることはできない。
- エ．根抵当権設定契約において、被担保債権の範囲を「売買取引」と定めた場合、売買取引の代金支払のために振出された小切手上の債権は、別途「手形上もしくは小切手上の請求権」を被担保債権として定めなくても、当然に被担保債権に含まれる。
- オ．根抵当権は、特定の継続的取引契約から生じる債権や一定の種類の取引から生じる債権を被担保債権とすることはできるが、「A工場の廃液による損害賠償債権」のような、一定の取引とは関係しない原因に基づいて生じる債権については被担保債権とすることはできない。

問題15 以下の＜事例＞に基づいた場合、A社が食品加工用機械や食材に譲渡担保権の設定を受ける際の記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、B社に食材を販売しており、B社はA社から仕入れた食材を加工し販売している。B社の支払状態が悪化したため、A社はB社から担保を取りたいと考えているが、担保になりそうな物は食品加工用の機械と食材のみである。

ア．A社は、食品加工用機械に譲渡担保権の設定を受けることができ、占有改定の方法で引渡しを受ければ、A社は譲渡担保権を第三者に対抗できる。

イ．A社は、食品加工用機械に譲渡担保権の設定を受けることができ、動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記をすれば、A社は譲渡担保権を第三者に対抗できる。

ウ．A社は、B社がB社倉庫に保管する食材に集合物譲渡担保権の設定を受けることができるが、集合物譲渡担保権設定後、新たに食材を搬入した場合は、新たにその物を特定した上、譲渡担保権を設定する必要がある。

エ．A社がB社の食材加工用機械に譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法で対抗要件を備えても、B社がこれをC社に譲渡した場合、C社が即時取得の要件を満たせば、C社は譲渡担保権の負担のない所有権を取得する。

オ．A社がB社の食品加工用機械に譲渡担保権の設定を受け、その後B社に債務不履行があった場合、A社は担保権を実行することができるが、競売手続によらず、自ら担保物を取得することができる。なお、債権額よりも担保物の価額が高い場合には、その差額を清算する必要がある。

問題16 以下の＜事例＞に基づいた場合、集合物譲渡担保に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

＜事例＞

建築・土木工事業界向けの資材を販売する商社甲社は、自社倉庫（第1倉庫及び第2倉庫）に鉄鋼メーカー丙社から仕入れた多種多様な鉄筋棒鋼を在庫商品として保管している。乙社は甲社に対して多額の貸金債権を有しており、甲社倉庫建物に対する抵当権の設定に加えて、倉庫内の在庫鉄筋棒鋼（随時搬入・搬出され内容が変動する）に対して集合物譲渡担保権を設定した。ただし、乙社は集合物譲渡担保権を登記しなかった。

- A. 担保の対象を「甲社第1倉庫及び第2倉庫内に存在する〇〇型棒鋼、△△型棒鋼等一切の在庫鉄筋棒鋼」と定めるだけでは、目的物が特定されているとはいえないため集合物譲渡担保権は成立しない。
- B. 甲社が以後、在庫鉄筋棒鋼を債権者である乙社のために占有する意思表示をすることにより、乙社は集合物譲渡担保権につき対抗要件を具備することができる。
- C. 甲社倉庫内の目立つ場所に、一切の在庫鉄筋棒鋼が集合物譲渡担保の目的物となっていることを示す大きな掲示がされている場合、甲社の通常の営業の範囲内で在庫鉄筋棒鋼が処分されたとしても、甲社から買い受けた第三者は悪意又は有過失となるため、当該在庫鉄筋棒鋼を即時取得することはできない。
- D. 甲社が鉄筋棒鋼の代金を支払わなかったため、丙社は動産売買先取特権に基づいて代金未払である在庫鉄筋棒鋼について競売の申立てを行った。乙社が対抗要件（登記以外）を具備しているが、当該在庫鉄筋棒鋼の現実の引渡しを受けていないときは、丙社の動産売買先取特権に対して劣後する。
- E. 甲社が弁済期を過ぎても貸金を弁済しなかったため、乙社は集合物譲渡担保権を実行した。担保実行の方法としては、実行時点の在庫鉄筋棒鋼の所有権を自己に帰属させる方法と、実行時点の在庫鉄筋棒鋼を売却してその代金から弁済を受ける方法があり、いずれの場合も乙社に清算義務が生じることがある。

- ア. A、B
- イ. A、C
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. D、E

問題17 相殺に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

なお、記述中の債権については、いずれも、利息、遅延利息等は考慮しないものとする。

- ア． AはBに弁済期到来済の貸金債権15万円を有していたが、B宅に当該貸金債権の取立てに赴いた際、激昂してB宅の玄関ドアを蹴破って壊してしまった。Bは玄関ドアの修理代相当額15万円の損害を被った。Bは、玄関ドア修理代相当額の損害賠償請求権を自働債権、貸金債権を受働債権として、相殺することができる。
- イ． AはBに金15万円を貸し付けたが、弁済期が到来してから返済の督促をしないまま半年が経過してしまった。今般、AはBから中古自家用車を金15万円で購入し、引渡しを受けたが、その売買代金支払前に、Bの債権者Cから当該売買代金債権を差し押さえられてしまった。この場合でも、Aは貸金債権を自働債権、中古自家用車売買代金債権を受働債権として相殺することができる。
- ウ． AはBに対し弁済期到来済の貸金債権10万円を有しており、Bは弁済期到来済の建物賃料債権10万円をAに対して有していた。その後、Aは貸金債権をCに譲渡し、確定日付ある証書によりBに通知した。Bは、賃料債権を自働債権、貸金債権を受働債権として、相殺することができる。
- エ． AはBに対し弁済期到来済の貸金債権10万円を有していた。その後、Bは、CからCのAに対する弁済期未到来の貸金債権10万円を対価5万円で譲り受け、Cは当該譲渡につきAに確定日付ある証書により通知した。Bは、Cから譲り受けたAに対する貸金債権の弁済期が到来すれば、これを自働債権、AのBに対する貸金債権を受働債権として相殺することにより、10万円の支払を免れることができる。
- オ． AはBに金2万円を借りており、弁済期は未到来である。今般、AはBに収穫済の高級マンゴー2個を1週間後に金2万円で売り渡す契約を締結した。1週間経過後は、AはBから借り受けた金2万円の弁済期前であっても、自ら期限の利益を放棄すれば、高級マンゴー引渡債務の履行を提供しなくても、当該マンゴーの売買代金を自働債権、貸金債権を受働債権として、相殺することができる。

問題18 債権譲渡に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. Aは、AのBに対する貸金債権をCとDに二重に譲渡し、各譲渡について同一日の確定日付ある証書による通知がBに同時に到達した。当該貸金債権の弁済期においてCもDもBに弁済請求できるが、BはC又はDのいずれかに弁済すれば、その責任を免れる。
- イ. Aは、AのBに対する貸金債権をCとDに二重に譲渡し、各譲渡について確定日付ある証書によりBに通知した。確定日付はAD間の譲渡に関するものが先であったが、Bに対する通知はAC間の譲渡に関するものが先に到達した。Bは、当該貸金債権の弁済期において、Cからの請求を拒むことができる。
- ウ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、これをBに書留郵便で通知した。当該貸金債権の弁済期において、BはCからの弁済請求を拒むことができる。
- エ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、これをBに確定日付ある証書により通知した。さらにCは当該貸金債権をDに譲渡し、これをBに書留郵便により通知した。以上にもかかわらず、当該貸金債権の弁済期においてCがBに弁済請求をした場合でも、BはCからの弁済請求を拒むことができない。
- オ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、Bに書留郵便によりこれを通知した。Bは当該貸金債権をCに弁済した。以上にもかかわらず、その後Cは当該貸金債権弁済の事実を秘匿したまま、当該貸金債権をDに譲渡し、これを確定日付ある証書によりBに通知した。BはDからの弁済請求を拒むことができない。

問題19 以下に示す＜事実関係＞に基づいた場合、A社が現段階で債権回収を図るために採るべき対策として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事実関係＞

- 1. A社は、これまでB社に継続的に建設資材を納入してきた。
- 2. 近頃、B社からの代金の支払が遅れがちとなり、経営状況も悪化しているようである。

- ア. B社の代表者と面談して、支払期限の延長、分割支払等の面で譲歩し、代表者個人の連帯保証や、物的担保の提供を求める等の交渉をする。
- イ. B社の最新の商業登記事項証明書を取得して、現在の代表者が誰か、役員等の登記事項に変更がないか、破産や民事再生等の法的整理に関する登記がされていないかを調べる。
- ウ. B社の本店所在地や、B社の代表者の住所地の管轄法務局において、B社やB社代表者名義の不動産があるかを調べ、該当物件があれば、その登記事項証明書や公図等を取得の上、担保設定状況等を調べ、担保余力がある場合には、担保設定を交渉する。
- エ. B社の倉庫にA社の納入した商品がある場合、B社の承諾があれば、引き揚げるができるが、その際には、B社から書面による承諾を得ておくといよい。
- オ. A社とB社の代表者との間で、B社の代表者が連帯保証人として責任をもって債務を履行する旨の合意が成立した場合、証拠力の点から、公正証書を作成すべきであるが、これを債務名義にするためには、強制執行認諾文言をあえて入れる必要はない。

問題20 督促手続に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 裁判外の請求において、配達証明付きの内容証明郵便による支払の請求は、請求後6ヵ月以内に全く支払がなされない場合、消滅時効を更新させる効果がある。
- イ. 支払督促の申立てを受けた裁判所は、申立ての内容に応じて、債権者に証拠の提出を求めることがある。
- ウ. 支払督促の申立てを受けた裁判所は、債務者の審尋は行わず、申立書の形式面の審査を行い、問題がなければ支払督促を発する。
- エ. 債務者が仮執行宣言付支払督促の送達を受け、これに対し債務者が直ちに督促異議を申し立てると、仮執行宣言付支払督促は効力を失う。
- オ. 仮執行宣言付支払督促は、確定判決と同一の効力があり、執行文の付与を経て強制執行が可能となる。

問題21 人的担保及び物的担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保証契約は、競売等の強制力のある回収手続がないため、債権回収の確実化の度合いは低いが、物的担保に比べて成立が容易である。
- イ. 抵当権の実行に際し、判決などの債務名義は不要であり、抵当権が登記された登記事項証明書が裁判所に提出されれば、裁判所は手続を開始することとなる。
- ウ. 帰属清算型の譲渡担保において、被担保債権が履行されない場合、債権者が譲渡担保を実行する意思を債務者に通知すれば、直ちに債権者は譲渡担保目的物不動産の所有権を完全取得し、被担保債権は消滅する。
- エ. 処分清算型の譲渡担保において、被担保債権が履行されない場合、債権者は譲渡担保目的不動産を第三者に売却し、売却価格が債務額を上回る場合は、その差額の清算金を債務者に支払う。
- オ. 所有権留保の実行は、買主が売買代金支払債務を履行しない場合、売主は売買契約を解除し、買主の占有を基礎づける権利を失わせて、所有権に基づいて買主に引渡しを求めることによりされる。

問題22 債務名義に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 債務名義とは、強制執行によって実現されるべき給付請求権（執行請求権）の存在と内容を明らかにし、それを基本としてその請求権についての強制執行をすることを法律が認めた一定の形式を有する文書である。
- イ. 強制執行が私法上の請求権を国が強制的に実行する手続であることから、確実な請求権であることを執行機関が確認するために債務名義が必要とされている。
- ウ. 判決によらずとも、即決和解や民事調停において当事者の合意や話し合いに基づき債務名義を取得することができる。
- エ. 架空請求であっても、債務名義があれば執行機関は強制執行を行うことになるのが原則である。
- オ. 裁判所が証明した債務名義でなければ強制執行はできない。

問題23 A社は、B社に対し金銭を貸し付けていたが、B社が倒産した。A社はこの債権の連帯保証人Cに請求したが、Cが支払わないため、Cを提訴し、勝訴判決が確定した。Cに対する強制執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. Cが不動産を有する場合、A社はその不動産の所在地を管轄する裁判所に不動産執行の申立てをし、開始決定がされることでその不動産を差し押さえることができる。
- イ. A社は不動産執行の申立てをし、買受人が代金を納付した。Cが目的不動産の占有を続けた場合、執行裁判所は買受人の申立てによりCに対して目的不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。
- ウ. Cの有する不動産が収益物件の場合、A社は裁判所に強制管理を申し立て、その収益から配当を受けることもできる。
- エ. Cの生活に欠くことのできない衣服、寝具、家具、Cの受け取る給与、賃金は一切差し押さえることができない。
- オ. Cの有する不動産が収益物件の場合、A社はその賃料債権を差し押さえることができるが、第三債務者である賃借人は差し押えに係る金銭債務の全額に相当する金銭を供託することができる。

問題24 民事保全の執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 占有移転禁止の仮処分は、はく離しにくい方法により公示書を掲示する方法等によって行う。
- イ. 債権に対する仮差押えの執行は、裁判所が第三債務者ではなく債務者に弁済を禁止する命令を発する方法により行う。
- ウ. 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。
- エ. 処分禁止の仮処分は、処分禁止の登記をする方法により行う。
- オ. 不動産に対する仮差押えの執行は、強制管理の方法により行うことができる。

問題25 会社更生手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 一定の債権者、株主も会社更生手続開始の申立てをすることができる。
- イ. 債務者の所有する不動産に抵当権等の担保権を有していても、更生手続外で行使することはできない。
- ウ. 裁判所は、更生債務者の財産に対する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。
- エ. 管財人は、更生手続開始申立前後の特定の債権者への弁済等を否認できる。
- オ. 更生債務者の保証人に対して債権を有する者は、更生手続とは別に保証人から弁済を受けることができない。

問題26 私的整理に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．私的整理を行う場合には、債権者会議において債権者の中から債権者委員長を1名選任しなければならない。
- イ．私的整理における債権者会議の議決は、債権者会議への不参加者や決議に反対した者については拘束力を持たない。
- ウ．債務者が恩義のある債権者に対してのみ優先的な満足を与える行為は、債権者会議での多数決によって無効とされる場合がある。
- エ．債権者会議によって、担保権者による担保権の行使を制限するという議決がなされれば、担保権者は担保権を行使することができなくなる。
- オ．既に債務名義を持っている一部の債権者の1人が私的整理に協力せず、債務者の財産を差し押さえ、満足を得る行為は債権者会議での多数決によって無効とされる場合がある。

問題27 証拠調べに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．民事訴訟においては、当事者間に争いのない事実についても当事者が証拠を提出して立証をしなければ、裁判所が当事者間に争いのない事実を判決の基礎とすることはできない。
- イ．当事者は裁判の結果について最も深い利害関係を有している者であり、その供述は信用性に乏しいと考えられているので、当事者尋問を証人尋問に先行させることはできない。
- ウ．一方の当事者が提出した私文書に、本人の署名又は押印があっても、文書提出者は当該文書が真正に成立したことを立証しなければならない。
- エ．当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- オ．証人は一定の場合には証言を拒絶することが認められているが、証人が証言を拒絶するときは、証言拒絶の理由を証明しなければならない。

問題28 以下に示す既判力に関する記述において、①～④の（ ）内から適切な語句の記号を選んだ場合の組合せとして正しいものは、次のうちどれか。

既判力の作用としては、後訴に対する影響力、すなわち前の裁判により既判力をもって確定した権利又は法律関係については、当事者は後訴では争うことができないことが挙げられる。

既判力の基準時は、①（ a．口頭弁論終結時、 b．判決時）である。

判例は、相手方から詐欺行為をされた事実が基準時前に存在し、基準時前に取消権を行使しないで、基準時後に提起した訴訟において、取消権を行使することは、既判力に抵触 ②（ c．する、 d．しない）とした。

既判力の物的限界（客観的範囲）は、本案判決の主文が請求の内容である訴訟物たる権利又は法律関係の存否に関する裁判所の結論的判断が表示されるので、その ③（ e．判決理由中の判断、 f．判決主文で表示された事項）について生じるのが原則である。

既判力の人的限界（主観的範囲）は、④（ g．対立する当事者間、 h．利害関係を有する第三者）に生じるのが原則である。

- | | | | |
|--------|------|------|------|
| ア．①： a | ②： c | ③： f | ④： g |
| イ．①： a | ②： d | ③： e | ④： h |
| ウ．①： b | ②： c | ③： e | ④： h |
| エ．①： b | ②： d | ③： e | ④： h |
| オ．①： b | ②： d | ③： f | ④： g |

問題29 民事保全に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．保全命令の申立てをするためには、保全すべき権利（被保全権利）と保全の必要性とを証明しなければならない。
- イ．民事保全手続に関する裁判は、必ず口頭弁論を経なければ行うことができない。
- ウ．保全命令は無条件で発せられなければならないことから、裁判所が債権者に担保を提供することを条件として、保全命令を発令することはできない。
- エ．不動産に対する仮差押えを申し立てる場合には、対象物を特定しなければならない。
- オ．不動産の引渡しを目的とする債権を被保全権利として、仮差押えの申立てをすることができる。

問題30 民事保全の手続に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 保全命令に対する保全異議は、保全命令が有効に存在する限り、いつでも申立てができる。
- B. 保全異議の申立てを行えば、保全命令の執行力は当然に停止する。
- C. 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、裁判所は、債務者の申立てがなくても、職権で保全命令を取り消すことができる。
- D. 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当期間内に、本案の訴えを提起したか係属していることを証する書面を提出すべきことを命じなければならず、債権者が提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。
- E. 保全異議又は保全取消の申立てについての裁判に不服のある債権者又は債務者は、保全抗告を申し立てることができる。

- ア. A、B
- イ. A、E
- ウ. B、C
- エ. C、D
- オ. D、E

問題31 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、民事執行の申立て及び不服申立てに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社はB社に対して、建築資材を継続的に販売していたが、B社からの代金の支払が滞るようになってきた。A社はB社に対して未払の売掛代金債権1,000万円の支払を求める民事訴訟を提起した。

- ア. A社の請求を認容する判決がなされ、当該判決が確定したら、A社は、別途、民事執行の申立てをしなくても、B社の財産に対する強制執行手続は開始する。
- イ. A社が、B社が所有する不動産について、売掛金債権を被担保債権とする抵当権を有していた場合には、B社に対して民事訴訟を提起して、確定判決を得なくても、抵当権を実行することができる。
- ウ. C社が、B社がA社に対して負っている債務について保証人となっていた場合、A社はC社に対して訴訟を提起して、確定判決を得なくてもC社の財産に強制執行を行うことができる。
- エ. A社の請求を認容する判決がなされ、当該判決が確定したとしても、A社は、B社が有する工場機械等の動産に対しては強制執行を行うことはできない。
- オ. A社の強制執行手続に対して、B社が執行抗告を申し立てた場合、当然に強制執行手続は停止することとなる。

問題32 強制執行手続に対する不服申立てに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．手続上は適法であるが、実体法上違法な執行に対する不服申立て手段として、請求異議の訴えや第三者異議の訴えがある。
- イ．執行文付与機関が、条件成就又は承継の各事実について文書による証明があったとして執行文を付与したことについて異議のある債務者は、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。
- ウ．民事執行の手続に関する裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。
- エ．執行異議は、執行官の執行処分及びその遅怠に対しても申し立てることができる。
- オ．執行抗告の理由は、執行裁判所の遵守すべき手続法規の違背に限られず、執行債権の不存在や消滅等の実体法上の事由を執行抗告の理由として主張することも原則として許される。

問題33 国際私法と準拠法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．国際取引契約の準拠法として指定する国の法律は、当事者のいずれかの国の法律でなくても第三国を指定することも可能である。
- イ．日本企業が国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下「ウィーン条約」という。）の締約国である外国に営業所を有する企業と国際売買契約を締結した場合、当該国際売買契約に定めのない契約条件については、当事者が合意した準拠法の規定が常に優先する。
- ウ．ウィーン条約の締約国に営業所を有する企業同士で国際売買契約を締結した場合、当事者の合意によってもウィーン条約の適用を排除することはできない。
- エ．国際取引契約の解決手段として裁判を選択した場合、準拠法は、紛争解決手段として指定する裁判所の所在国と同一に規定しなければ、判決の執行ができない。
- オ．国際取引契約の解決手段として仲裁を選択した場合、仲裁手続が実施される場所は、当然に当事者が合意した準拠法の規定で指定された国となる。

問題34 国際商事紛争解決の手段としての仲裁と執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 国際商事紛争解決手段として、当事者が仲裁を選択した場合も裁判を選択した場合も、当該当事者の属する国が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）の締約国であれば、執行に至る手続や手続上の負担に有意な差異は生じない。
- イ. 国際商事紛争解決手段としてニューヨーク条約の締約国に所在する当事者が仲裁を選択した場合、当事者が合意した有効な仲裁条項に基づいて行われた仲裁で下された判断を締約国の裁判所に持ち込めば、裁判所の決定・命令等により強制執行が可能となる。
- ウ. 国際商事紛争解決手段としてニューヨーク条約の締約国に所在する当事者が仲裁を選択し、仲裁判断を得て、締約国の裁判所に持ち込んだ場合であっても、当該仲裁判断の内容が執行を行う国の公序良俗に反する内容を含む場合、当該仲裁判断のとおりには執行できない場合がある。
- エ. 国際商事紛争解決手段として当事者が仲裁を選択し、仲裁判断を得て、ニューヨーク条約の締約国の裁判所に持ち込んだ場合であっても、当事者への通知に不備がある等、仲裁手続に瑕疵があった場合には、当該仲裁判断のとおりには執行できない場合がある。
- オ. 国際商事紛争解決手段としてニューヨーク条約の締約国に所在する当事者が仲裁を選択し、仲裁判断を得た場合であっても、当該仲裁判断の内容が当事者が合意していた仲裁廷の判断事項の範囲を超えると判断される場合、当該仲裁判断のとおりには執行できない場合がある。

問題35 日本法人A社が米国の法人B社と合弁契約を締結する交渉を行い、B社から送られてきた合弁契約のドラフトに以下の条項があった。この条項の説明の記述として不適切なものは、次のうちどれか。

This Agreement constitutes the entire agreement between the parties hereto concerning the subject matter hereof and supersedes all previous negotiations or understanding concerning the subject matter hereof.

- ア. 本契約の交渉過程において合意された事項については、契約書の条項に含まれていなければ後に主張することができない。
- イ. 本契約の締結後、契約書の条項に含まれていない事項について合意した場合、本条項があるので合意事項を主張することができない。
- ウ. 本契約に関する事項であって、契約書の条項に規定されなかった詳細な事項に関する事項について、後に合意事項を主張できる場合がある。
- エ. 本条項は、書面重視を明確にし、合意された内容の立証と権利の実現を容易にする目的で規定される。
- オ. 本条項は、parol evidence ruleという口頭証拠排除原則を明文化したものである。

問題36 秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement) について述べた記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．秘密保持義務違反に対する法的な救済は、損害の立証が困難であることが少なくないため、違約金条項などで具体的な金額を規定することが、違反行為に対する救済を容易にする観点から、国際取引においても有効である。
- イ．秘密保持契約を締結することによって、秘密情報の漏えいがあった場合も、漏えい事実の証明がより容易になる。
- ウ．第三国での裁判による紛争解決を規定することは可能であるが、当該第三国での裁判所の判決が相手国で執行できない場合がある。
- エ．日本企業とドイツ企業が締結した秘密保持契約があり、契約当事者以外の第三者に秘密情報が開示されてしまった場合、当該第三者に秘密保持契約で規定した違約金条項を適用することはできない。
- オ．秘密保持契約において、開示情報が合意した目的と異なる使われ方がされることを防ぐため、開示情報の目的外使用の禁止を規定することが有効である。

問題37 日本国内に所在する企業が米国ニューヨーク州に所在する企業との間で締結する秘密保持契約書、レター・オブ・インテント又はMOU（覚書）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．ニューヨーク州法を準拠法として秘密保持契約書をドラフトする場合、秘密保持契約書の「秘密情報」の定義をニューヨーク州法の「営業秘密 (Trade Secret)」の内容と一致させなければならない。
- イ．日本法を準拠法として秘密保持契約書をドラフトする場合、日本法上、「営業秘密」を保持すべき期間の定めはないが、秘密保持契約書により秘密保持義務の期間を設けることができる。
- ウ．日本国内に所在する企業が個人データを米国ニューヨーク州に所在する企業から受領する場合、秘密保持契約を締結しておけば、日本の個人情報保護法の遵守義務は果たしたことになる。
- エ．レター・オブ・インテントというタイトルを付しておけば、当該文書には法的拘束力はない。
- オ．相手方にいわゆる「反社会的勢力」や「犯罪組織」に所属していない旨を表明・保証させるMOU（覚書）を取り交わしても、当該表明・保証に法的拘束力はない。

問題38 以下の＜事例＞に基づいた場合、米国通商法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

日本のA社は、自社が日本国内で開発・製造するTVゲームマシンを米国カリフォルニア州のB社に継続的に供給しており、B社が米国国内で販売していた。ところが、TVゲームマシンの競争会社であるC社は、A社のTVゲームマシンが安価で米国国内で販売されていることに着目し、米国商務省へダンピング調査の要請を行った。これを受けて米国商務省は、A社及びB社に対してダンピング調査を開始した。

- ア．C社は、米国商務省へのダンピング調査の要請と並行して、A社のTVゲームマシンが安価で米国国内で販売されていることにより同社の国際競争力が不当に弱められているとして、WTO（世界貿易機関）に提訴してA社に是正を求めることも可能である。
- イ．A社のTVゲームマシンが安価で米国国内に輸入・販売されている結果、米国の国内の産業への実質的な被害が生じているとして米国関税法違反を理由にC社が米国国際貿易委員会（ITC）に申立てを行った場合であっても、A社はITCの決定前に和解による解決を試みることは可能である。
- ウ．A社は、C社のダンピング調査の要請を受け、米国のアンチダンピング規制によるリスクを回避するため、これまで日本国内で製造し輸出していたTVゲームマシンの組立ての最終工程のみを米国国内で行う形に製造・販売戦略を変更することにした。このような変更を講じれば、米国のアンチダンピング規制を受けることはなくなる。
- エ．A社は、C社のダンピング調査の要請を受け、米国のアンチダンピング規制によるリスクを回避するため、これまで日本国内で製造し輸出していたTVゲームマシンの組立てを中華人民共和国で行う形に製造・販売戦略を変更することにした。このような変更を講じれば、米国のアンチダンピング規制を受けることはなくなる。
- オ．米国商務省のダンピング調査の結果、A社のTVゲームマシンが安価で米国に輸出され、米国の国内産業に実質的な被害が生じていると判断した場合、米国政府はA社に対して相殺関税を課することができる。

問題39 米国のForeign Corrupt Practices Act (F C P A) に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア． F C P A の贈収賄禁止条項は、個人及び企業が外国公務員に対してその形式を問わず、一定の価値あるものを提供し、ビジネスを獲得・維持し、不適切な利益を獲得することを禁じている。
- イ． F C P A の外国公務員への贈賄行為の意義は、金銭の支払の申込み、支払約束、支払の承認、贈与の申込みや約束、何らかの価値物の提供、承認も含まれる。
- ウ． F C P A における贈賄行為が禁じられる対象者には、政府所有の病院や公共サービスを提供する機関の職員も含まれる。
- エ． F C P A においては、内部告発者に対する報奨金制度やメールでの内部告発を可能とする仕組みを設けている。
- オ． 米国内で直接又は間接的に行為を行い、それが贈賄行為と関連性を持った場合であっても、F C P A が米国外の外国企業や個人に適用されることはない。

問題40 米国及び日本の訴訟制度に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア． 米国の裁判制度には陪審制度があるが、民事事件において原告が陪審裁判を求めた場合、被告が拒否すれば、陪審裁判を行うことはできない。
- イ． 米国の刑事陪審制度では、陪審員が起訴か不起訴の判断を行う大陪審と、有罪か無罪の判断を行う小陪審の制度があり、陪審員は一般市民から選任される。
- ウ． 損害賠償訴訟において、米国では日本と同様に、加害者の不法行為の内容によっては懲罰的損害賠償が認められている。
- エ． 米国の陪審制度の対象となる事件には、知的財産権に関する訴訟など、専門性の高い事件は含まれない。
- オ． 日本の裁判制度においては、米国の裁判制度よりも広範な証拠開示が認められる。